

学歴を証明する書類について

1 「学歴を証明する書類」の要否について

(ア) 下記に当てはまる申請者は、「**学歴を証明する書類**」の提出の必要はありません。

- ・令和2年以降に初めて二級・木造建築士試験を受験し、合格した場合（学歴を変更して登録申請をする場合を除く）
- ・令和元年以前の二級・木造建築士試験の受験経験者で、令和2年以降の二級・木造建築士試験の受験申込の際に、試験機関（（公財）建築技術教育普及センター）に学歴を証明する書類を提出済の場合（学歴を変更して登録申請をする場合を除く）

(イ) 下記に当てはまる申請者は、「**学歴を証明する書類**」を提出しなければなりません。

- ・令和元年以前の二級・木造建築士試験の受験経験者で、令和2年以降の試験の受験申込の際に、試験機関（（公財）建築技術教育普及センター）に学歴を証明する書類を提出していない場合
- ・令和2年以降の二級・木造建築士試験の受験申込の際に、試験機関（（公財）建築技術教育普及センター）に提出した学歴とは異なる学歴で登録申請をする場合

2 提出する「学歴を証明する書類」について

下表のとおり、入学年度により提出が必要な「学歴を証明する書類」が異なります。

条件	学歴を証明する書類
① 平成20年度以前に入学した方	卒業証明書 《注意事項》 ・平成20年度以前に入学し、留年等により在学年数が修業年限を超えて卒業した場合は、入学年が明記された証明書の提出が必要です。 ・卒業した学科によっては、「コース名等の確認ができる証明書」や「建築士試験の受験資格がある単位修得証明書」等の提出が必要となる場合があります。 ・卒業した学校に証明書発行を依頼する際に、二級・木造建築士免許申請することを伝え、適切な証明書を必ず提出してください。
② 平成21年度以後に入学した方	指定科目修得単位証明書・卒業証明書 書式例は （公財）建築技術教育普及センターHP をご覧ください。 《注意事項》 ・卒業証明と併せて、指定科目の修得単位証明、及び試験時と登録時に必要な実務経験年数がそれぞれ記載されているものが必要です。 ・「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」の備考欄に「置換」と明示されている場合、「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」に加えて「置換科目一覧表」の提出が必要です。 ・卒業した学校に証明書発行を依頼する際に、二級・木造建築士免許申請することを伝え、適切な証明書を必ず提出してください。
③ 外国大学等を学歴とする場合	（公財）建築技術教育普及センターHP をご覧ください。